

## 貝塚市公益通報者保護制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、公益通報者の保護を図るため、本市における公益通報の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の定めるところによる。

2 この要綱において「内部通報」とは、市又は市職員に関する通報対象事実についての公益通報を行うことをいう。

3 この要綱において「外部通報」とは、法第2条第1項に定める公益通報を市に対して行うことをいう。

(通報対象事実)

第3条 公益通報の対象となる事実は、次に掲げる事項とする。

(1) 法令違反行為

(2) 条例、規則、規定又は要綱に違反する行為

(通報窓口)

第4条 市長は、内部通報の受付窓口として、総務部人事課に公益通報内部受付窓口を設置する。

2 市長は、外部通報の受付窓口として、総合政策部産業戦略課に公益通報受付窓口を設置する。

(通報窓口等による受付)

第5条 公益通報をしようとする者は、書面（封書、ファックス、電子メール等）又は口頭（電話、面談等）により、次に掲げる事項を通報窓口に通報するものとする。

(1) 氏名、所属等

(2) 通報対象事実の発生の時期、場所等の具体的な内容

(3) 通報対象事実を裏付ける証拠等の内容

(4) その他通報対象事実を確認するための必要な事項等

2 通報が匿名で行われた場合は、これを公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして、当該通報等の内容を所管する担当課において処理する。

3 通報窓口の職員は、市が通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有しない外部通報があった場合は、当該通報者に対し、権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(通報等の処理の業務に従事する者の責務)

第6条 通報等の処理の業務に従事する職員は、当該通報者の秘密保持に配慮するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いがないことを当該通報者に対し説明するものとする。

2 通報等の処理の業務に従事する職員は、自己が関係する通報等の処理に関与してはならない。

(内部通報者の保護)

第7条 市長は、内部通報者が通報等をしたことを理由として、内部通報者に対して懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長は、内部通報者が通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なくその改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理又は監督の地位にある職員は、内部通報者が通報等をしたことにより職場の労働環境が悪化することのないよう所属職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

(公益通報者保護制度委員会の設置)

第8条 公益通報者保護制度の適正な運用を図るため、公益通報者保護制度委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第9条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報者の保護

(2) 公益通報者からの通報に係る調査(以下「通報関係調査」という。)の指示及び監督

(3) 通報関係調査の結果に基づく是正措置の指示及びその実施状況の確認

(4) 公益通報者保護制度の運用状況の公表

(5) その他公益通報者保護制度の運用に関すること。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、議事その他の会務を総理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(通報関係調査)

第11条 委員会は、通報窓口の職員からの報告を受けて通報関係調査の要否を判断し、実施に当たっては、職員を指名して調査をさせることができる。

2 通報関係調査を命じられた職員は、調査の実施に当たっては、当該通報に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

(公益通報者への通知)

第12条 委員会は、公益通報者に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を速やかに通知するものとする。ただし、公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

- (1) 公益通報を受理した場合その内容
- (2) 公益通報を受理しない場合その内容及び理由
- (3) 通報関係調査を行う場合その内容及び結果
- (4) 通報関係調査を行わない場合その内容及び理由
- (5) 通報関係調査が終了し、当該調査の対象となった事業者又は行政機関に対して、是正措置等の勧告等を行った場合その内容  
(是正措置等の実施)

第13条 委員会は、第11条第1項に規定する調査の結果を市長に報告し、法令違反等が明らかになったときは、市長は速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて関係者の処分を行う等の適切な措置を講じるものとする。

(市長の責務)

第14条 市長は、調査結果に基づき指示した是正措置について当該措置が適切に機能していることを確認し、通報対象事実の再発防止に努めなければならない。

2 市長は、職員に対し、法令遵守及び公益通報者保護を徹底させるとともに、市民等に対し、制度の周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、公益通報者保護制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

委員長	総務部を担任する副市長
副委員長	総合政策部を担任する副市長及び教育長
委員	総合政策部長
	総務部長
	通報案件に係る事務所管課の属する部長
	総合政策部政策推進課長
	総務部人事課長